

北海道国民保護計画の変更の概要

1 変更の趣旨

国が定める「国民の保護に関する基本指針」の一部変更（平成29年12月19日）などを踏まえ、国民保護法に基づき、北海道国民保護計画を変更。

2 主な変更の内容

理 由	内 容
国の基本指針の変更に伴う国民保護に関する取組等の追加のため	○第2編第2章 「避難施設の指定」 地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、施設の収容人数を把握することを明記
	○第2編第5章 「訓練」 地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、避難訓練の内容を例示して明記
	○第3編第4章 「事態想定ごとの避難の留意点」 平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記
道立病院局の設置に伴う組織等の追加のため	○第2編第1章 ほか 道立病院局の設置に伴い、組織等を明記